

平成24年3月28日宣告 裁判所書記官 牧之内葉子
平成23年(仮)第1832号

判決

団体役員

大 谷 隆 夫

ホームヘルパー

南こと山橋美穂子

フリージャーナリスト

阪日エキンこと 阪 口 浩 一

無職

佐藤 零郎

上記4名に対する各威力業務妨害被告事件について、当裁判所は、検察官明石成司及び上田高広出席の上審理し、次のとおり判決する。

主文

被告人山橋美穂子を懲役1年に、被告人阪口浩一を懲役8月に、被告人大谷隆夫及び被告人佐藤零郎をそれぞれ罰金30万円に処する。

被告人大谷隆夫及び被告人佐藤零郎に対し、未決勾留日数のうち、その1日を金5,000円に換算してその罰金額に満つるまでの分を、それぞれその刑に算入する。

被告人山橋美穂子及び被告人阪口浩一に対し、この裁判が確定した日から3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人4名の連帯負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人4名は、以前から、平成19年3月29日に行われた大阪市西成区における住民登録の職権消除処分に対し、公職選挙の度に抗議として投票所までデモ行進するなどしてきたものであるが、被告人山橋美穂子、大谷隆夫及び佐藤零郎は、野村明美、今村芳雄、外裏廣及び氏名不詳者多数と共に謀の上、第22回参議院議員通常選挙に際し、大阪市西成区選挙管理委員会が選任した投票管理者による同選挙萩之茶屋投票所における投票に関する事務の運営及び投票所の秩序や事件なく穏やかな状態を保つといった業務を妨害しようと考え、平成22年7月11日午後7時4分ころ、数十名で、大阪市西成区萩之茶屋1丁目11番15号所在の同選挙萩之茶屋投票所が設置された大阪市立萩之茶屋小学校校門前までデモ行進した上、その場において、投票管理者の指示を受けて投票所の秩序を守り、事件なく穏やかな状態を保つために、選挙人等投票所に入ることのできる者以外の者の入場を断っていた同選挙管理委員会関係者に対し、太鼓を打ち鳴らし、笛を吹きつつ、スピーカーを用いて、「大阪市に住民票を奪われたことを抗議したい人はどんどん中に入りましょう。大阪の選管は何やつとんじや、こら。なめとったらあかんぞ。どかんかい、こら。」などと怒鳴り声を上げて、あるいは同選挙管理委員会関係者に体当たりや身体を押し付けるなどの暴行をし、更に同日午後7時27分ころからは、その場に

やってきた被告人阪口浩一とも共謀の上、同日午後8時ころまで同様の怒鳴り声や暴行を繰り返して同関係者等を恐怖困惑させ、もって、威力を用いて同投票管理者の業務を妨害した。

(証拠の標目)

括弧内の甲を付した番号は、証拠等関係カードの検察官請求証拠の番号であり、かつ、各書証の欄外に記載されている番号である。

証人出木場隆、同橋爪正博、同白石俊朗及び同富安善信の各公判供述（証人富安善信の公判供述は、被告人大谷、同阪口及び同佐藤につき）

証人富安善信に対する当裁判所の尋問調書（被告人山橋につき）

実況見分調書（甲1。ただし、不同意部分は除く。）

捜査報告書（甲45、46）

捜査報告書抄本（甲48ないし50）

押収してあるDVD-R 8枚（平成23年押第182号符号1から8）、デジタルビデオテープ1本（同号符号9）及びDVD 1枚（同号符号10）

(公訴棄却の主張についての判断)

弁護人らは、本件は西成区選挙管理委員会が犯意誘発型のおとり捜査に類似するような違法な警備を実施した結果生じたものであるから、本件各起訴は無効であり、公訴を棄却すべきであると主張するが、関係各証拠を精査してみても、本件警備・捜査の過程において、弁護人らが主張するような違法があると認めることはできないから、弁護人らの主張には理由がない。

(事実認定の補足説明)

第1 弁護人らは、(1)本件業務は権力性を有し、校門前に規制線を設ける法的根拠がなく、仮投票等もさせていなかったので違法であり、要保護性を欠く、(2)被告人らの行為は「威力」に当たらない、(3)仮に構成要件該当性が認められるとしても、被告人らの間には共謀がない、(4)被告人らは住民票の職権消除に対する抗議の声を上げたものであるから被告人らの行為には違法性がないなどと主

張し、被告人らもこれに沿う供述をしているので、以下検討する。

第2 前提となる事実

1 本件に至る経緯

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) 住民票の職権消除

大阪市西成区においては、定まった住居を持たない日雇い労働者等につき同区内に所在する釜ヶ崎解放会館等を住居地として住民登録することが事実上默認されていたところ、そのような居住実態を伴わない住民登録が問題視されるようになったことから、平成19年3月29日、釜ヶ崎解放会館等3施設を住居地として登録していた2,088名について住民登録を職権により消除した。

(2) これまでの各選挙の際の状況等

- ① 平成19年4月8日施行の統一地方選挙において、同日午後7時ころ、被告人山橋及び阪口は、二、三十名の者と共に萩之茶屋小学校までデモ行進し、スピーカーを用いて住民票を返せ等とアピールし、一斉に校門から敷地内に入り、体育館内にも一斉に入ろうとしたことから投票所内外は騒然となった。そして、被告人山橋及び阪口らが体育館に入り、投票終了時刻である同日午後8時を過ぎても退去せず、西成区の開票作業が約2時間遅れることになった。被告人佐藤は、体育館内でこの状況をビデオ撮影していた。
- ② 平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙において、同日午後6時ころ、被告人山橋及び阪口は、二、三十名の者と共に同小学校までデモ行進し、スピーカーを用いて抗議したり、同小学校敷地内に立ち入りたりするなどして体育館内外を騒然とさせた。
- ③ 平成19年11月18日施行の大都市長選挙において、同日午後6時ころ、被告人山橋及び阪口は、二、三十名の者と共に同小学校までデモ

行進し、スピーカーを用いて抗議するなどして体育館周辺を騒然とさせた。このころ、被告人大谷は校門前にいた。

- ④ 平成20年1月27日施行の大坂府知事選挙において、同日午後6時ころ、被告人山橋、阪口及び佐藤は、二、三十名の者と共に同小学校までデモ行進し、スピーカーを用いて抗議するなどして体育館周辺を騒然とさせた。被告人大谷は校門前にいた。
- ⑤ 平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙において、被告人4名は、五、六十名の者と共に集団で同小学校までデモ行進し、同小学校敷地内になだれこみ、体育館前付近でスピーカーを用いて抗議したり、被告人阪口が名簿対照をする場所付近まで入ったり、被告人山橋が体育館の中へ入ろうとするなどして体育館内外を騒然とさせた。
- ⑥ これまでの選挙において、上述のとおり被告人山橋及び阪口が同小学校敷地内などに立ち入った行為について、被告人大谷及び佐藤らデモ行為参加者から反対されたり、疑問を投げかけられたりするようなことはなかった。
- ⑦ 上述のとおり認定したこれまでの選挙の際の状況等については、証人出木場隆、橋爪正博、白石俊朗及び富安善信の各証言により認められ、行為の外形的事実については被告人らにもおおむね争いがない。なお、弁護人らは、白石証言には信用性がないと主張する。しかしながら、弁護人らが主張する諸点は、上述した選挙の際の状況等に直接関わる事柄ではないので、上記事実認定は揺らがない。

2 本件当日の状況

(1) 選挙管理委員会の対応

平成22年6月21日ころ、萩之茶屋投票所の投票管理者は、西成区選挙管理委員会事務局長出木場隆から同年7月11日の参議院選に関わる自主警備について混乱が生じないよう検討しているなどと聞くと、前年の混乱状態

を踏まえて警備体制をしっかりとしてほしいというような話をし、よろしく頼むとも言った。出木場は、この発言を前回のようなことにならないように警備体制をしっかりとしてほしいという趣旨だと理解した（出木場証言）。

なお、弁護人らは、この出木場証言から投票管理者の委任の事実を認定することはできない旨主張するが、この点に関する出木場証言は、上述のとおり認定できるこれまでの各選挙の際の状況等とも符合するものであり、特に不自然、不合理な点は見当たらないから、伝聞証言であるなどとの弁護人らの主張を踏まえても、上記事実認定は揺らがない。

(2) 被告人らの行動

被告人山橋、大谷及び佐藤は、同月 11 日朝、あいりん総合センターにおいて、同日午後 6 時 30 分に三角公園に集合し、萩之茶屋投票所へ行くことを呼びかけるビラを配りながら同趣旨の呼びかけを行い、被告人佐藤は「みんな怒りをぶつけていきましょう。」などと呼びかけ、被告人山橋は「大阪市の開票だけがすごく遅れまして、一つ仕返しした、みたいなことになりました。」などと述べた。

被告人山橋、大谷及び佐藤らは、同日午後 6 時 30 分ころ、三角公園に集合した者とともに、スピーカーを用いて「わっしょい、わっしょい。」などと声を上げる被告人山橋を先頭に移動し、同日午後 7 時 4 分ころ、萩之茶屋小学校前に到着した。

被告人山橋は、同小学校校門前において、スピーカーを用いて投票の呼びかけや大阪市に対する抗議等を始め、被告人らとともにやってきた者たちは、太鼓を打ち鳴らしたり、笛を吹いたりするなどしていた。

同日午後 7 時 13 分ころ、被告人大谷は、被告人山橋に解散するよう求める西成署署員に対し、スピーカーを用いて「西成署は帰れ。帰れ、帰れ、西成署。」などと怒鳴った。

同日午後 7 時 15 分ころ、被告人佐藤は、スピーカーを用いて抗議する被

告人山橋の横で、ビデオ撮影をしながら「大阪市が違反してるんやんけ。」などと大声で怒鳴った。

同日午後7時19分ころ、被告人佐藤は、スピーカーを用いて抗議する被告人山橋の横で、ビデオ撮影をしながら「西成署が悪いの分かってるやろ、おまえ。」などと大声で怒鳴った。

同日午後7時20分ころ、被告人大谷がスピーカーを用いて投票を呼びかけた後、「邪魔や、西成署、帰れ。」などと怒鳴り、警察官らに近付いた。

同日午後7時26分ころ、被告人山橋がスピーカーを用いて「中に入りたいと思います。」「パクつたらええがな。わっしょい、わっしょい。」などと言いながら、校門前の警備担当職員らに体当たりし、付近は騒然となった。

このような状況の中、被告人佐藤が、「自分らに責任あんの、分かってるやろ。この間何もせんかったのはお前らやろが。」などと大声で怒鳴った。

同日午後7時27分ころ、被告人阪口が校門のすぐそばまでやって来て、「投票するつもりやつたら入つたらええねん、入れ入れ。」などと言った。

同日午後7時44分ころ、被告人山橋が再び同小学校敷地内に入ろうとして警備担当職員らに体当たりした。

同日午後7時51分ころ、被告人山橋が再び警備担当職員らに体当たりし、付近は騒然となった。被告人佐藤は、「お前らが奪ったんやろ、選挙権。」などと大声で怒鳴った。

同日午後7時57分ころ、被告人山橋が投票を呼びかける中、被告人阪口は、手を挙げながら、「阪口、投票したいです。」などと言い、校門前に並んだ警備担当職員の方に向かって歩いていき、同職員らから立入りを拒まれた。

同日午後7時58分ころ、被告人佐藤は、ビデオ撮影をしながら、「大阪市が奪ったんやろが。」と大声で怒鳴った。

同日午後8時3分ころ、被告人山橋が同小学校前において演説した後、「最

後の締めに大谷さんどうぞ。」と言い、これに応じた被告人大谷がスピーカーを用いて「選挙のたび、この投票所に押し掛け行動、何度もやっていきたいと思います。」などと演説した。

第3 構成要件該当性について

1 業務の権力性について

刑法234条における「業務」とは、職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は業務をいう。

投票管理者とは、選挙ごとに、各選挙区に置かれ、投票に関する事務を行うこととされているが、事務の主なものは、投票用紙の交付、代理投票の許否、選挙人の確認及び投票拒否の決定等である（公職選挙法48条、50条等）。本件萩之茶屋投票所における、投票に関する事務の運営及び投票所の秩序や事件なく穏やかな状態を保つことといった業務も投票管理者が行う事務の一つであり、西成区の職員らは、投票管理者の指示を受けて、この業務を実現するため警備の業務に就いていたものである。

この点について、弁護人は、本件業務は権力性を有するから刑法234条にいう「業務」に当たらないと主張する。しかしながら、国民に対して強制力を行使する権力的公務が刑法234条にいう「業務」に当たらないと解されているのは、国家が、国民の側からの抵抗をある程度まで甘受し、これを処罰することを差し控えた、すなわち、国家権力の自己抑制の表れと理解すべきである。このような理解からは、強制力を行使する権力的公務かどうかの判断にとって重要なのは、優越的な国家意思の発動として、支配権に基づき国民に直接服従を強いるものであるかどうかという事柄である、すると、投票に関する事務の運営及び投票所の秩序や事件なく穏やかな状態を保つことといった業務自体は、権力の行使と直接関係のない事実行為であって、株式会社の株主総会の管理運営事務などと本質的に異なるものでもないから、投票管理者の業務は刑法234条にいう「業務」に当たる。

2 業務の適法性について

弁護人らは、刑法234条にいう「業務」については、業務の適法性が書かれた構成要件とされているところ、本件投票管理者の業務は違法であるから、被告人らの行為は刑法234条の構成要件に該当しないとも主張する。すなわち、(1)入場拒否をはじめとした投票管理者の権限が及ぶ範囲は投票所である萩之茶屋小学校体育館内に限られ、同小学校の敷地を借り受けただけでは立入りを拒否できることにはならないから、校門前に人員を配置して入場を制限することは法的根拠を欠き、(2)選挙人でない方は退去してくださいなどというプラカードを掲げることは、投票が可能か不明確な人々に対する萎縮的効果を有するので違法であるなどと主張するのである。

しかしながら、(1)の点については、公職選挙法59条は、「投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官の処分を請求することができる。」と、同法60条は、「投票所において演説討論をし若しくはけん騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出せしめることができる。」と規定している。民主主義の根幹をなす選挙の公正さを確保するためには、投票所内の平穏を保持すべきこと及び遅滞なく一律に投票事務を終了させることが重要であることはいうまでもない。そして、その職責が投票管理者にあることを考慮すれば、これらの目的のために必要である限り、相当な範囲内の措置をとることは、投票管理者の裁量の範囲内であると考えられる。

上記認定したとおり、被告人らは、これまでも選挙の度に同小学校前に多数人が集まり、校門前や敷地内においてスピーカーを用いて声を上げるなどの抗議活動を行っており、投票所である体育館内へ立ち入ったこともあった。そこで、投票管理者の依頼を受けた西成区選挙管理委員会は、その反省を踏まえて、混乱状態に陥ることを未然に防止すべく、校門前で投票目的以外の者の立入り

を拒否できるよう、同小学校の敷地全体を借り受けた上で警備体制をとったのである。

このような従来の選挙の際の経緯等を考慮するならば、校門前に人員を配置して投票目的以外の者の立入りを拒否したことは、投票所の平穏を保持し、かつ遅滞なく一律に投票事務を終了させるために必要かつ相当な措置であると認められるから、法的根拠を欠くなどとは到底いえない。

(2)の点については、本件当時の同小学校周辺を撮影したDVD-R等（平成23年押第182号符号1から9）によれば、運用としても投票目的を有する者の立入りは広く認められていた事実が認められるから、投票が可能か不明確な人々に対する萎縮的効果などなかったといえる。

3 威力について

(1) 刑法234条における「威力」とは、人の意思を制圧するような勢力をいい、その威力の行使によって現実に被害者の自由意思が制圧されたことを要するものではなく、犯行の日時場所、動機目的、勢力の態様、業務の種類等諸般の事情を考慮し、客観的にみて人の自由意思を制圧するに足りるものであるかにより判断される。

(2) これを本件についてみると、本件犯行の日時は、投票日の投票終了までの1時間であり、投票所内外において混乱が生じれば、他の投票所と同じように投票を進め、一律の時間に終了させる必要性が高い投票事務に支障を来しかねない時間帯であったといえる。

本件犯行の場所は、同小学校の校門前であり、投票にやってきた住民らが出入りの際に通らねばならない場所であるとともに、投票所の置かれた同小学校体育館のある同小学校の敷地のすぐ外であり、同小学校敷地内へ被告人らがなだれこめば、投票所内外においても混乱を生じさせる明らかに差し迫った危険が具体的に予見される場所であった。また、西成区選挙管理委員会は同小学校の敷地全体を借り受けており、校門の内側には同選挙管理委員会

の管理権が及んでいた。

勢力の態様についてみると、被告人らは、20人から30人ほどの労働者等とともに多数で集まり、約1時間にもわたって怒鳴り声を上げたり、スピーカーを用いて抗議したりした上、警備担当職員らが投票目的でなかった被告人山橋らの敷地内への立入りを拒否し、制止したにもかかわらず、被告人山橋は身体を押し付けて無理に入ろうとするような行動をとった。

業務の種類は投票事務である。選挙人が自己の自由な意思に従って適当であると思われる候補者に投票する自由を確保することは、選挙が公正に行われるための基本的な条件であり、これを確保するためには、投票が平穏な状態で行われることが要請される。前述のとおり、公職選挙法が投票管理者に投票所の秩序保持のための権限を与えるとともに（同法59条、60条）、選挙事務関係者等に対する暴行罪等（同法229条）、多衆の選挙妨害罪（同法230条）、凶器携帯罪（同法231条）及び投票所等における凶器携帯罪（同法232条）の規定を置いていることも、この表れであるといえる。このような法の規定の趣旨を総合するならば、選挙が公正に行われるために、投票が平穏な状態で行われなければならないという要請とのバランス上、通常のデモ行為に伴う程度の行為態様であったとしても、投票時間中の投票所周辺においては許されないとすべきである。

また、投票は当選人を決定するための重要な手続であり、それが公正さを欠くときは選挙の効力にも影響を及ぼしかねないから、他の投票所と同じように投票事務を進め、一律の時間に終了させるよう配慮する必要が高い。そこで、仮に投票所付近が騒然となれば、選挙管理委員会職員らは、投票事務の円滑な運営に支障を来しかねないとして、投票に関する事務の運営に関して委託を受けた職責上放置できず、対応を迫られることになる。

(3) 被告人らの行為は、投票事務という、性質上平穏の確保が必要な事務の行われている投票所のすぐ近くにおいて、多数で集まり、投票終了間際、1時

間にもわたり怒鳴り声を上げるなどして投票所付近の平穏を害したものである。特に被告人山橋らは、これまでの選挙の際にも今回と同様の抗議活動を行い、同小学校敷地内や投票所内に入ろうとしたり、開票を2時間遅れさせたりしたこともあるのである。

以上の事情を総合すれば、投票管理者の委託を受けた西成区選挙管理委員会の職員らは、被告人らのデモ行進を面前において否応なく現出され、このまま、あと約1時間、予定通り平穏に選挙を進めていこうとしていた内心に対して、その事務遂行に支障を来すのに十分な物理的・心理的影響や精神的動搖が与えられた、言い換えれば、被告人らの行為はそのような効果をもたらすのに足りるものであったと認められる。したがって、そのような意味において、職員らの自由意思を制圧するような勢力が行使されたといえ、被告人らの行為は刑法234条における「威力」に当たるといえる。

(4) この点について、弁護人らは、被告人佐藤の行為は撮影にすぎず、被告人阪口の行為は職員らの掲げるプラカードに記載されていた選挙人の意義を問うものであるから「威力」には当たらない上、そもそも被告人らの行った本件行為は業務妨害の抽象的危険すらなかったのであるから、これを処罰の対象とすることは憲法21条1項、31条に違反すると主張する。

しかしながら、被告人佐藤はビデオ撮影行為ではなく、共犯者らとともに判示の行為を行ったことが罪に問われているのであり、弁護人らの主張はその前提を欠き採用できない。また、被告人阪口の行為についてみると、被告人阪口は期日前投票をしたのだから入れないなどと、警備担当職員の一人であった証人白石が答えていたにもかかわらず、「いれんねやろ。」などと大声で矢継ぎ早に質問した上、同小学校校門に近付こうとしていたのである。そうすると、仮に被告人阪口に同小学校敷地内に入る意思がなかったとしても、それまでの被告人阪口の言動を聞いていた警備担当職員らにとっては、被告人阪口は、本件行為の参加者を背景として同小学校敷地内に入ろうとし

て向かってきたのではないかとの印象を与えたと認められるから、その自由意思を制圧するような勢力が行使されたといえ、この点に関する弁護人らの主張も理由がない。さらに、「威力」について検討したとおり、被告人らが行った本件行為によって、本件投票管理者の業務を妨害する明らかに差し迫った危険が具体的に予見されるから、この点に関する弁護人らの主張は前提自体採り得ない。

第4 共謀について

弁護人らは、被告人山橋及び阪口が同小学校敷地内に入ろうとするような行為をとった点につき、被告人間には共謀はなかったと主張するので、この点について検討すると、本件における刑法234条の実行行為は（罪となるべき事実）記載のとおりであって、同小学校敷地内に立ち入る行為のみを意味するものではない。そこで、犯罪の成否という観点からみると弁護人らの主張は前提自体が失当であるが、同小学校敷地内に入ろうとする行為は量刑上意味のある事実であるので、被告人らに対する適正な量刑という観点から、弁護人らの主張について検討する。

上述したとおり、これまでの選挙の際、被告人大谷は被告人山橋らとともに校門前で抗議活動を行う中で、被告人佐藤は被告人山橋らの行動をビデオ撮影する中で、それぞれ被告人山橋らが同小学校の敷地内や投票所内に入ろうとして選挙管理委員会関係者と接触するのを見ている。また、被告人大谷及び佐藤は、本件当日朝のビラまきの際、被告人山橋が開票を遅らせて仕返ししたみたいなことになったなどと述べていたことを聞いていたが特に反対せず、今回も一体となって抗議活動を行っている。被告人大谷は、上述のとおり、投票時間後、同小学校前で、被告人らの本件行為を肯定する演説を行っている。さらに、被告人山橋及び阪口が校門の方へ向かっていったりした際、これまでの選挙のときと同様、誰も反対したり、止めたりしていない。逆に、被告人山橋及び阪口も、被告人大谷ら、選挙権回復という共通の目的をもって抗議活動をしてき

た者がその場にいることを認識、認容して、同小学校敷地内に入ろうとしていると認められる。

以上の事実等を総合すれば、(1)被告人大谷、山橋及び佐藤は、平成22年7月11日午後7時4分ころ、同小学校校門前の警備の人垣等を目にし、反発を覚えてともに抗議する中で、被告人山橋が同小学校校門の方へ向かっていったこと、(2)同日午後7時27分からは、被告人阪口も同小学校前に来て、その後、同小学校校門の方へ向かっていったこと、(3)その際、被告人山橋及び阪口は、被告人大谷ら、本件抗議活動の参加者が自分たちの行為を支持していることを暗黙の了解としてそれぞれの行動に出たこと、(4)被告人大谷及び佐藤においても、被告人山橋らの行為は突発的なものであって、自らが想定していたものと違うと感じた様子はうかがわれないことが認められる。

したがって、被告人大谷、山橋及び佐藤の間では同日午後7時4分ころから、更に同日午後7時27分からは、被告人阪口とも、被告人山橋らが同小学校敷地内に入ろうとする行為を含む（罪となるべき事実）記載の実行行為について、現場において默示の意思連絡が成立したと認められる。そして、被告人らはそれぞれ刑法234条の実行行為を一部実行しているのであるから、被告人4名に対して刑法234条の共同正犯が成立する。

弁護人らは、被告人大谷及び佐藤には、被告人山橋らとの間で合図があるなどの默示の意思連絡を基礎付ける事実はないと主張する。そのような事実を認めるに足りる証拠がないことは主張のとおりであるが、逆に、被告人大谷及び佐藤においても、被告人山橋らの行動に対して、突発的なものであって違和感を覚えた様子はうかがわれない。かえって、これまでの選挙において被告人山橋らの行動を見聞きしていたという経緯であるとか、同日午後8時に同小学校校門が閉じられた後、被告人らの行動を肯定するような総括演説をしたり、警備担当職員らに激しい抗議の言葉を掛けたりしていた、本件当日の被告人大谷や佐藤の言動からは、被告人山橋らの行動を自分たちと同じ目的のもの

として肯定的に評価していることが認められるから、被告人大谷及び佐藤は単なる傍観者ではなく、被告人らにつき現場で默示の意思連絡が成立したとする事実認定は揺るがない。

したがって、被告人大谷及び佐藤が同小学校内に立ち入る行為をしなかったことを理由として被告人山橋及び阪口との間に共同正犯が成立しないとする弁護人らの主張は理由がない。

第5 違法性について

1 住民票の職権消除について

弁護人らは、被告人らの行為は、住民票の職権消除に抗議したり、住民票を職権消除された人々が一人でも多く投票できるよう投票に行こうと呼びかけたり、西成区選挙管理委員会の職員らが住民票の回復のための措置をとっているか監視したりするために行ったものであるから、違法性を欠くと主張する。

しかしながら、表現の自由は、国の施策その他諸般の公共の関心事について各人の見解を自由に表明し、理性的討議によって事を決する民主的討議の前提として保障されたものであるから、平穏な、社会生活上の常軌を逸脱しない相当な手段によるもののみが正当である。たとえ政治的言論であっても、法秩序を無視し、法治主義の基本理念に反するような、集団の物理力を背景にするような行為については、刑法35条により正当性を根拠付けることはできないといわねばならない（労働組合法1条2項ただし書参照）。

本件に即していえば、投票所付近における投票日当日の抗議、呼びかけや監視は、住民票を失った労働者等以外の選挙人の自由な意思表明の機会を阻害しないよう、投票所の平穏を害しない方法で行われるべきところ、判示のとおり、被告人らの行為は思想や意見の平和的な表明にとどまるものでない。したがって、本件住民票消除処分が合憲か違憲かの結論にかかわりなく、被告人らの行為は、手段として社会的に許容される限度を超えた違法なものといわざるをえない。

2 デモ行為に対する規制について

弁護人らは、被告人らの行為はデモとしての相当性を超えておらず、本件を処罰の対象とすることは表現行為に対する萎縮的効果を及ぼすことから社会通念上是認されるべきであり、違法性を欠くと主張する。

政治的表現の手段としてのデモ行為等に対しては、表現の自由の不当な抑圧にわたるような刑罰法規の適用は許されず、少なくとも一応の秩序を保っているデモそのものに対する実力による禁圧という結果を招かないよう、最大限度の慎重さが要求されるというべきである。

しかしながら、上記認定した被告人らの行為が行われた日時、場所、態様、妨害されようとした業務の種類等を総合考慮するならば、被告人らの行為は、刑法234条の構成要件に該当し、現に投票管理者の業務を妨害する危険性の高いものであるから、一応の秩序を保っているデモ行為であって社会的相当性の範囲内にあるとはいえず、これを処罰する必要性は大きい。他方、被告人らの行為を処罰することは、刑法234条に該当する方法を用いた表現行為を禁止するにとどまり、それ以外の方法により同様の内容を表現することまで禁止するものではない。さらに、本件抗議活動への単なる参加者全員を処罰するというのではなく、刑法60条の要件を満たした者、つまり、明示又は黙示の意思連絡があり、かつ、犯罪実行行為を分担するか、それに準ずるような重要な役割を果たした者だけが罪に問われるにすぎない。したがって、被告人らの行為を処罰の対象としたとしても、もはや今後、いかなる問題においてもデモ行為は不可能になるとか、どのようなレベルの態様からが罪となるのか、その線引きが全く想像できなくなるなどという弁護人の主張には理由がない。

3 いわゆる「パブリック・フォーラム」について

弁護人らは、被告人らが抗議していたのは公道上であるから、表現の自由が広く保障されるパブリック・フォーラムにおける表現行為であるとも主張する。

デモ行為の規制については、形式的に刑罰法規に該当する行為というだけで

処罰すべきではなく、表現の自由のもつ価値と規制によって得られる他の利益とを具体的に比較して許容性を判断すべきであって、これを判断する際に、表現行為の場所が道路・公園・広場などのように、本来の利用目的のほかに表現のための場として役立つ、いわゆる「パブリック・フォーラム」である場合には、所有権や、本来の利用目的のための管理権に基づく制約を受けざるをえないとしても、その機能にかんがみ、表現の自由の保障を可能な限り配慮する必要がある（最高裁昭和59年（あ）第206号同年12月18日第三小法廷判決・刑集38巻12号3026頁の伊藤裁判官補足意見参照）。

本件においてみると、被告人らの行為が行われた場所は、公道上ではあっても、前述のとおり平穏であることが強く要請される投票所の設けられた萩之茶屋小学校の校門前という、投票所に近接した場所である。被告人らの本件行為が行われた時間は、投票終了までの1時間という一律の開票に向けた円滑な投票事務の終了にとって重要な時間帯である。被告人らの本件行為の態様は、刑法234条の構成要件に該当するものである。特に、住居・建造物の不可侵は、人の生命・自由の安全と並んで、手厚く保護されなければならない重要な法益であるから（憲法35条），政治的表現行為であっても、住居・建造物の平穏を直接害するような事態に至るときは正当とされないと解されるところ、被告人らは同小学校敷地全体を借り受けて適法に管理権を有する西成区選挙管理委員会の職員らに対して、体当たりするなどしたものであるから、建造物の平穏を直接害する事態に至っている。

以上検討したような被告人らの行為が行われた場所、時、態様等を総合考慮するならば、被告人らの行為には、建造物の平穏、他の一般市民の選挙権行使の確保や円滑な投票事務といった利益を上回る価値があるとは認められないから、これが行われた場所が公道上であることを考慮してもなお、被告人らの行為をもって刑法234条の罪に問うことは、憲法21条1項に違反するものではない。

なお、弁護人らは、最高裁平成20年(あ)第1132号同23年7月7日第一小法廷判決・刑集65巻5号619頁において、宮川裁判官が「例えば校門前の道路等で行われるのであれば、原則として、憲法21条1項により表現の自由として保障される。」と補足意見を述べていることを主張するが、弁護人が引用する部分は結論に直結しない傍論にすぎない上、上記最高裁判決に係る事件と本件とは事案を大きく異にするものであるから、この点に関する弁護人の主張にも理由がない。

第6 結論

その他弁護人らがるる主張する点を子細に検討してみても、被告人らの行為は刑法60条、234条の構成要件に当たる一方で、正当行為には当たらず違法性は阻却されないから、判示のとおり事実を認定した。

(法令の適用)

被告人4名の判示所為はいずれも刑法60条、234条、233条に該当するところ、被告人山橋及び同阪口については所定刑中懲役刑をそれぞれ選択し、被告人大谷及び同佐藤については所定刑中罰金刑をそれぞれ選択し、その所定刑期の範囲内で被告人山橋を懲役1年に、同阪口を懲役8月にそれぞれ処し、その所定金額の範囲内で被告人大谷及び同佐藤をそれぞれ罰金30万円に処し、被告人大谷及び同佐藤に対し、同法21条を適用して未決勾留日数のうち、その1日を金5,000円に換算してその罰金額に満つるまでの分を、それぞれその刑に算入することとし、情状により同法25条1項を適用して被告人山橋及び同阪口に対し、この裁判が確定した日から3年間それぞれその刑の執行を猶予することとし、訴訟費用は、刑訴法181条1項本文、182条により被告人4名に連帶して負担せることとする。

(量刑の理由)

本件は、平成19年3月に大阪市西成区において住民登録の職権消除処分が行われたことに抗議する被告人らが、選挙のたびに萩之茶屋投票所のある小学校前までデモ行進してきたところ、平成22年7月の参議院議員通常選挙に際しても、同じ

ようにデモ行進して、小学校前でスピーカーを用いて怒鳴り声を上げたり、一部の者が警備に当たっていた選挙管理委員会の職員らに体当たりしたりするなどの暴行に及んだという事案である。被告人らは、実力をもって投票所の秩序や平穏を害したものであって、本件犯行は、現在のわが国のような平和で自由が保障された法治国家においては決して許されない逸脱した行為であるといわざるをえない。しかも、被告人らの本件犯行により、一般の選挙人に対して萩之茶屋投票所へ近付き難いという印象を与え、投票者の自由な意思表明に影響を及ぼした可能性も否定できないこと、被告人らには本件犯行を反省する態度も見受けられることなどを考慮すれば、被告人らの刑事責任を軽視することはできない。

しかしながら、本件犯行によって実際に妨害を受けたのは、投票時間全体の中では比較的短時間にすぎず、職員らの努力の結果ではあるが、投票や開票事務に支障を來したという事態が生じたとはうかがわれないこと、被告人らが住民票の職権消除に対して抗議したり、住民票を持たない者にも投票を認めるべきだという思想を有するに至ったりしたこと自体は理解し得ないわけではないこと、被告人らはそれぞれ、いわゆる釜ヶ崎の労働者のために熱意と善意にあふれる仕事をしてきた者であること、いずれにも前科はないことなど被告人らのために酌むべき諸事情も考慮すると、実際に小学校敷地内に入ろうとした被告人山橋や小学校校門に近付いた被告人阪口については、建造物の平穏を侵害したり、危険にさらしたりしているので主文程度の懲役刑はやむを得ないが、その刑の執行を猶予することとした。また、被告人大谷は集団の中でも中心的な存在ではあったものの、自身が行ったのは数回声を上げる程度であったこと、被告人佐藤はビデオ撮影をする目的で集団に加わったものであり、有形力の行使には出でいないことを考慮すると、両被告人に対しては、懲役刑を選択するのは相当ではなく、主文のとおりの罰金刑に処した上で、罰金額に満つるまでの未決勾留日数を算入するのが相当であると判断した。

(求刑 それぞれ懲役 1年2月)

平成24年3月28日

大阪地方裁判所第13刑事部

裁判長裁判官 河 原 俊 也

裁判官 福 島 直 之

裁判官 高 橋 魚占 美

これは謄本である

平成24年3月30日
大阪地方裁判所第13刑事部
裁判所書記官 枝之内葉子

